

## 耐火性能を有する吊屋根構造

### 開発経緯

高架下駅において防火区画を形成する場合、鉄骨架構の上に載せた屋根を利用し、30分耐火の屋根と1時間耐火の壁による区画（図1）や、床スラブから高架土木躯体間に1時間耐火の壁を構成した区画（図2）を採用している。これらの手法では、既存防水天井の改修や鉄骨躯体の追加など工事費と工期が増大する要因となる。

また、高架下駅の防水対策で設置される吊り屋根構造の場合、30分の耐火性能をもった大臣認定を取得している材料がない。

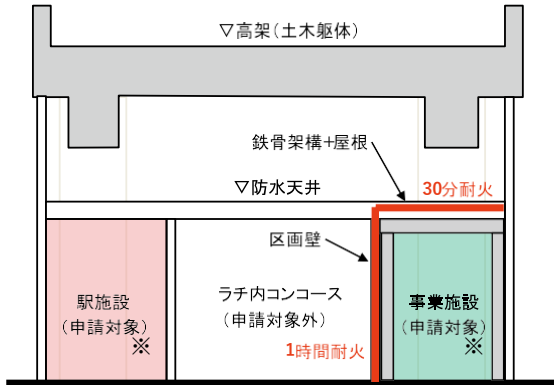


図1 鉄骨架構を組む場合

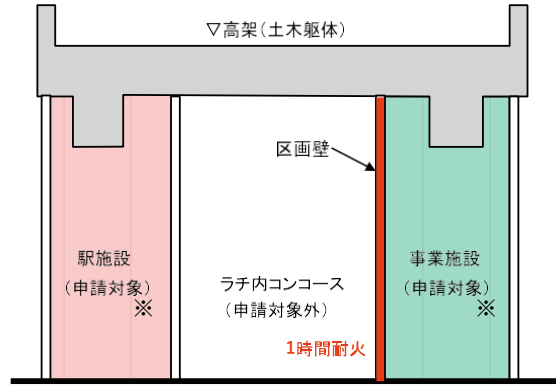
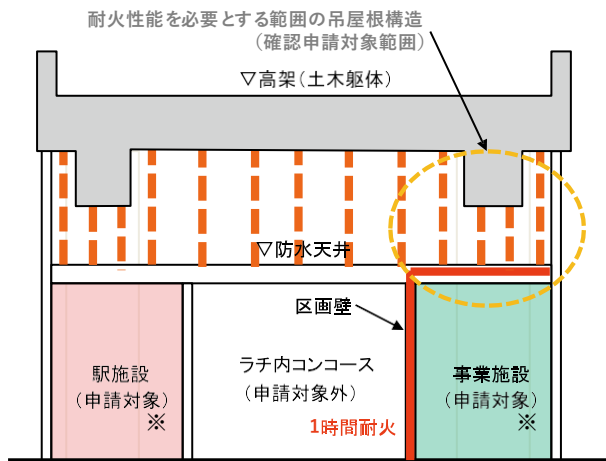


図2 土木躯体まで壁を立ち上げる場合

※建築基準法の確認申請対象範囲

### 特長

吊屋根構造での屋根30分耐火の仕様において大臣認定を取得（FP030RF-1810・1812）



※建築基準法の確認申請対象範囲

- 防水天井と防火区画屋根の2つの機能を持った吊り屋根構造
- 鉄骨架構や高架橋躯体まで立ち上げる区画壁が不要
- 店舗等の自由なレイアウトの実現
- 継目部の耐火性能確保  
継目：重ねしろ300mm以上  
取合い：端部300mm以下（ガラス繊維シート貼りあり）
- 吊耐火防水天井規格
  - ・働き巾350mm以下、山高66mm以上
  - ・鋼板板厚0.6mm以上
  - ・裏張り材は専用ガラス繊維シート5.0mm以上
  - ・母屋下吊ボルトピッチ：2,000mm以下
  - ・葺き材取付鋼材：900mm以下
  - ・専用剣先ボルト（認定品）又は特殊防天金具（認定品）

### 採用実績

- JR東日本：新橋駅（採用予定）

### 知的財産権

- 特許第6505433号

### お問い合わせ

お問い合わせ	JR東日本 東京建設PMO 建築戦略 03-3493-1831（代表）
製造・販売	株式会社大野板金 049-236-5955